基準日設定につき通知公告

当社は平成二十三年十一月二日を基準日と定め、同日午後六時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年十一月二十九日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十月十八日

東京都大田区蒲田五丁目三七番一号

株式会社ＩＳＴソフトウェア

代表取締役　安藤　格

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年十一月二十一日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十月十八日

東京都中央区銀座七丁目七番二号

株式会社宇津峰カントリー倶楽部

代表取締役　黒田雄次郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、平成二十三年十一月下旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十月十八日

堺市西区鶴田町二七番二七号

株式会社中村超硬

代表取締役　井上　誠

株主名簿管理人事務取扱場所

大阪市中央区伏見町三丁目六番三号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

大阪証券代行部

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十月十八日

新潟県南魚沼市藤原四二四番地三一

株式会社アイエスエンジニアリング

代表取締役　南雲　浩美

限定承認公告

本籍新潟県新潟市中央区西堀前通六番町九〇一番地、最後の住所長野県千曲市大字戸倉二一三五番地四　美城ハイツ一〇一号

被相続人　亡　中野　良樹

右被相続人は平成二十二年十一月四日死亡し、その相続人は平成二十三年十月三日長野家庭裁判所上田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十八日

山形県南陽市高梨一〇〇一―一

相続財産管理人　中野　守

限定承認公告

本籍山梨県笛吹市境川町寺尾三七五一番地、最後の住所山梨県笛吹市境川町寺尾三七五一番地

被相続人　亡　前田　信子

右被相続人は平成二十二年五月二十六日死亡し、その相続人は平成二十三年九月二十九日甲府家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十八日

山梨県笛吹市八代町米倉八六〇―一

相続財産管理人　渡邊　順男

限定承認公告

本籍東京都新宿区大久保二丁目一五七番地、最後の住所東京都中野区東中野四丁目九番一八号マンションロックハイツ七Ｂ

被相続人　亡　歌橋　正子

右被相続人は平成二十二年十一月十三日死亡し、その相続人は平成二十三年十月五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十八日

高知県高岡郡四万十町新開町一二五九番地

相続財産管理人　坂本　明子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年四月二十二日付官報の号外第八十六号五十一頁に掲載されています。

平成二十三年十月十八日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング　舞洲3特定目的会社

取締役　堤　一浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、第一回Ｂ号優先出資六万二千口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年十一月二十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年十月十八日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング　舞洲3特定目的会社

取締役　堤　一浩

正誤

ページ　段　行　誤　正

平成二十三年六月二十九日（号外第百四十号）公布総務省令第六十二号（放送法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一二　下　一五～一六　あって

二四　〃　終りから一　九年　月　日

四四　〃　終りから二三　七　(A)／(B)×100

四八　〃　終りから二三　(B)／(A)×100

六七　〃　一〇分岐器　分波器

（印刷誤り）

三〇ページ及び三一ページ中

「当期事業収支差金」は「当期事業収支差金」の誤り。

四七　上　八記載については(A)の欄　記載については、(A)の欄

同日（同号外）公布総務省令第六十五号（無線局免許手続規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

八九　上　三10分の１以上　10分の１を超える

九六　下　二二注3　注5

同日（同号外）公布総務省令第六十七号（無線設備規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

九八　下　一放送局　放送試験局

〃　〃　二二規定及び第三十三条の十四第二項中　規定中

同日（同号外）公布総務省令第七十四号（電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一〇五　下　終りから一七　行頭を一字下げる。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月十八日付第二二四号九月十六日付参会第三号三二

六ページ●同日付政府調達第一九五号二四ページ●九ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）